

第22号議案

大田区特別区道の構造等に関する条例の一部を改正する条例について

道路構造令の一部を改正する政令（平成31年政令第157号）により「自転車通行帯」に関する条項が新設されたほか「自転車道」の設置要件が変更となった。都道府県道及び区市町村道の構造の技術的基準については、同令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める必要があるため、大田区特別区道の構造等に関する条例の一部を下記のとおり改正する。

記

1 概要

- (1) 道路交通法に規定されている「普通自転車専用通行帯」が道路構造令の中で「自転車通行帯」と位置づけられたため、条文に追加する。なお、同令第9条の2第3項に準じて、その幅員は1.5m以上（1mまで縮小可）と規則に規定する。
- (2) 同令第10条に準じ、自転車道の設置要件に、設計速度が60km/h以上であるものを追加する。

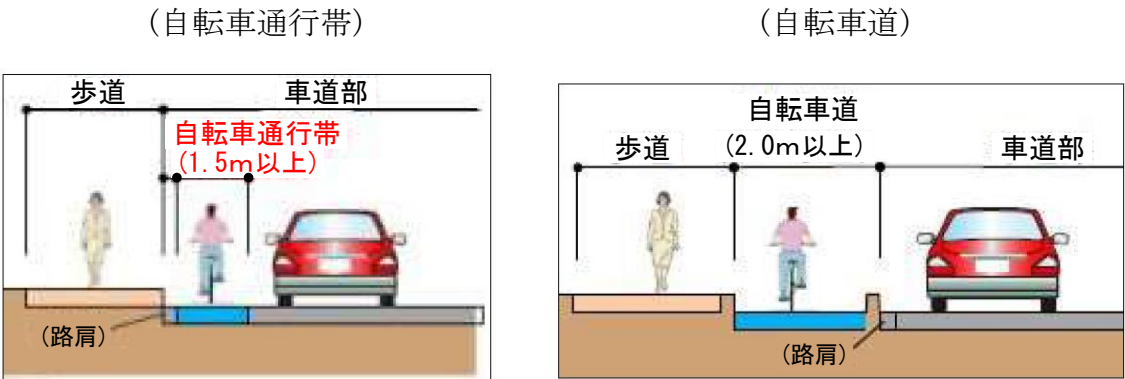
2 改正内容

新旧対照表のとおり

3 施行日

公布の日

概略図



大田区特別区道の構造等に関する条例（平成25年条例第21号）新旧対照表

新	旧
<p>大田区特別区道の構造等に関する条例 平成25年3月15日 条例第21号</p>	<p>大田区特別区道の構造等に関する条例 平成25年3月15日 条例第21号</p>
<p>第1条から第2条まで（略） （車線等）</p>	<p>第1条から第2条まで（略） （車線等）</p>
<p>第3条 車道（副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p>	<p>第3条 車道（副道、停車帯_____その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p>
<p>2から4まで（略）</p>	<p>2から4まで（略）</p>
<p>5 第4種第4級の普通道路の車道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、規則で定める基準を満たすものとする。</p>	<p>5 第4種第4級の普通道路の車道_____の幅員は、規則で定める基準を満たすものとする。</p>
<p>第4条（略） （副道）</p>	<p>第4条（略） （副道）</p>
<p>第5条 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。</p>	<p>第5条 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。</p>
<p>2 副道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、規則で定める基準を満たすものとする。</p>	<p>2 副道_____の幅員は、規則で定める基準を満たすものとする。</p>
<p>第6条から第7条まで（略） <u>（自転車通行帯）</u></p>	<p>第6条から第7条まで（略）</p>
<p><u>第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p>	
<p><u>2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（いずれも自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由に</u></p>	

新	旧
<p><u>よりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>自転車通行帯の幅員は、規則で定める基準を満たすものとする。</u></p> <p>(自転車道)</p> <p>第8条 自動車及び自転車の交通量が多い道路<u>(第4種第3級及び第4級の道路を除く。次項において同じ。)</u>で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路<u>で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの</u>(<u> </u>前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>3 自転車道の幅員は、規則で定める基準を満たすものとする。</p> <p>(自転車歩行者道)</p> <p>第9条 自動車の交通量が多い道路(自転車道<u>又は自転車通行帯</u>を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>2 自転車歩行者道の幅員は、規則で定める基準を満たすものとする。</p> <p>(歩道)</p> <p>第10条 第4種第1級から第3級までの道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道<u>若しくは自転車通行帯</u>を設ける第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>	<p>(自転車道)</p> <p>第8条 自動車及び自転車の交通量が多い道路<u> </u> <u> </u>には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路<u> </u> <u> </u>(<u>いずれも</u>前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>3 自転車道の幅員は、規則で定める基準を満たすものとする。</p> <p>(自転車歩行者道)</p> <p>第9条 自動車の交通量が多い道路(自転車道<u> </u>を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>2 自転車歩行者道の幅員は、規則で定める基準を満たすものとする。</p> <p>(歩道)</p> <p>第10条 第4種第1級から第3級までの道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道<u> </u>を設ける第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>

